

## ② 介護報酬の解釈 1 単位数表編

Ⅲ-1 指定介護予防サービス〔指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）等〕 ※サービス名横の【 】内は1単位数表編での掲載ページ数

### 1 介護予防訪問入浴介護費【P1296】

#### ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百二の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 第2の2(10)／(11)／(12)〕

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

※(12)の新設により、以降、項番を1ずつ繰り下げる。

### 5 介護予防通所リハビリテーション費【P1362】

#### ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百十四の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 第2の6(13)／(14)／(15)〕

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(10)／(11)／(12)を参照されたい。

2(10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

※(15)の新設により、以降、項番を1ずつ繰り下げる。

### 6 介護予防短期入所生活介護費【P1382】

#### チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百十七の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 7 (16)／(17)／(18)〕  
介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2 (10)／(11)／(12)を参照されたい。

2 (10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

## 7 介護予防短期入所療養介護費

### イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費【P1406】

#### (10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の**1000分の8**に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百十九の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 8 (13)／(14)／(15)〕  
介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2 (10)／(11)／(12)を参照されたい。

2 (10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号→③〔法令編〕IV-(2)〕）を参照すること。

## 7 介護予防短期入所療養介護費

### ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費【P1422】

#### (11) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の**1000分の5**に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百十九の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 8 (13)／(14)／(15)〕  
介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2 (10)／(11)／(12)を参照されたい。

2 (10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する**

る基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕を参照すること。

## 7 介護予防短期入所療養介護費

### ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費【P1432】

#### (9) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百十九の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第2の8(13)／(14)／(15)〕

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(10)／(11)／(12)を参照されたい。

2(10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)〕）を参照すること。

## 7 介護予防短期入所療養介護費

### ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費【P1440】

#### (9) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百十九の三〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第2の8(13)／(14)／(15)〕

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(10)／(11)／(12)を参照されたい。

2(10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

## 7 介護予防短期入所療養介護費

### ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費【P1454】

#### (14) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百十九の三〔③〔法令編〕I-3掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 第2の8(13)／(14)／(15)〕  
介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(10)／(11)／(12)を参照されたい。

2(10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

## 8 介護予防特定施設入居者生活介護費【P1472】

### ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百二十一の三〔③〔法令編〕I-3掲載〕

◇介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 第2の9(13)／(14)／(15)〕  
介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(10)／(11)／(12)を参照されたい。

2(10)／(11)／(12) 介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員処遇改善加算／介護職員等特定処遇改善加算／介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「**介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。